大和大学公的研究費の使用・管理に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、大和大学(以下「本学」という。)が、府省等の公的機関から本学に 交付される競争的資金を中心とした研究費(以下「公的研究費」という。)の使用及び管理 を適正に行うことを目的として定めるものである。

(教職員等の責務)

第 2 条 教職員等は、学術研究が社会から負託された公共的かつ公益的な知的生産活動であることを念頭に置き、かつ公的研究費の使用及び管理に関して説明責任を有することを踏まえつつ、この規程を遵守するとともに、各々の公的研究費の使用及び管理に当たり定められた規則及び本学が定める研究費支出基準、旅費規程等に則り、公正かつ効率的な使用に努めなければならない。

(管理責任者)

- 第 3 条 公的研究費の使用及び管理に関する管理責任者を、次のとおり定める。
- (1) 学長は、本学全体を統括し、公的研究費の使用及び管理について最終責任を負う最高管理責任者となる。
- (2) 学長が指名する学部長の代表1名は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の使用及び管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ統括責任者となる。
- (3) 教務室長および事務室長は、研究費等の不正使用防止の取組みに関する実質的な責任と権限を持つコンプライアンス推進責任者となる。
- 2 最高管理責任者は、自らの職名に加え、統括責任者及びコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者の職名を公開するものとする。

(最高管理責任者の役割)

第 4 条 最高管理責任者は、この規程及び関連する規則等を周知するとともに、公的研究費の使用及び管理を適正に行うために必要な措置を講じる。また、統括責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、適切な指導及び必要な予算・人員配置を行う。

(統括責任者の役割)

第 5 条 統括責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者として、この規程に基づき、本学全体の具体的な不正使用防止対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、最高管理責任者に定期的に報告する。

(コンプライアンス推進責任者の役割)

- 第 6 条 コンプライアンス推進責任者は、統括責任者の指示の下、次の役割を担う。
- (1) 学内において不正使用防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに、統括責任者に 定期的に報告する。
- (2) 不正使用防止を図るため、学内の公的研究費の使用・管理に関わる全ての構成員に対し、 コンプライアンス教育を実施し、受講状況の管理監督及び理解度の把握を行う。
- (3) 学内の構成員が、適切に公的研究費の使用・管理を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 2 コンプライアンス推進責任者は、前項の役割の実効性を確保するため、各学部の管理監督範囲を区分し、それぞれにコンプライアンス推進副責任者を任命して、区分ごとの日常的な管理監督を行わせ、その状況を定期的に報告させることができる。

(研究活動不正防止委員会)

- 第 7 条 本学全体の観点から不正を発生させる要因に対応する不正使用防止計画を策定・ 推進する部署として、研究活動不正防止委員会を置く。
- 2 研究活動不正防止委員会の責任者は、統括責任者をもって充てる。
- 3 研究活動不正防止委員会の構成は別に定める。
- 4 各部局は、委員会と協力しつつ、主体的に不正使用防止計画を実施する。

(事務処理及び決裁手続き)

第 8 条 本学は、公的研究費の使用・管理等の事務処理及び決裁手続きを厳密に定め、全 ての教職員等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

(発注・検収の実施)

- 第 9 条 本学の事務室が責任をもって、発注・検収を行う。
- 2 教職員等は、公的研究費による物品(機器備品、用品、消耗品及び書籍)及び印刷物の 調達を行う場合、事務室にその調達を依頼し、事務室の担当者による検収を受けるものとす る。
- 3 事務室は、前項に定める物品及び印刷物の発注・検収に関するシステムを構築し、実質的な運営を行い、その運営方法等を教職員等に対して、発注・検収に関する手続き等を周知する。

(使用ルールに関する相談窓口)

第10条 不正の事前防止を目的として、公的研究費の使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を、教務室および事務室に設置し、その責任者は、教務室

長および事務室長をもって充てる。

(コンプライアンス教育)

- 第11条 公的研究費の申請、使用及び管理に関わる教職員等は、不正使用防止対策の一環 として本学が実施するコンプライアンス教育を受け、次の事項を含む誓約書を、最高管理責 任者に提出しなければならない。
- (1) 本学の規則等を遵守すること。
- (2) 不正を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して、不正を行った場合は、本学や公的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

(内部監查)

第12条 公的研究費の適正な使用を確保するため、別に定める「大和大学公的研究費等内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。

(不正行為についての相談・通報窓口)

- 第13条 公的研究費の使用及び管理に関する不正使用についての相談・通報は、研究活動 不正防止委員会の相談・通報窓口が受け付ける。
- 2 前項の相談・通報の処理等については、別に定める「大和大学研究活動不正防止委員会 規程」及び「大和大学における研究費の不正使用防止に関する規程」による。

(不正に係る措置)

- 第14条 公的研究費の使用及び管理の不正が発覚又は疑いが生じた場合、統括責任者、コンプライアンス推進責任者、研究活動不正防止委員会委員長は、 遅滞・遺漏無く最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者が、前項の報告を受けた場合、別に定める「大和大学における研究費の不正使用防止に関する規程」に基づき措置を行う。
- 3 管理責任者の役割が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には、当該管理責任者 も前項の措置を受けるものとする。

(不正による公的研究費の返還)

第15条 教職員等による公的研究費の不正な使用及び管理により公的研究費を返還する必要が生じた場合は、当該教職員等がその返還金全額を負担することを原則とする。

(業者等への対応)

第16条 統括管理責任者は、業者等にこの規程を含む学内規則等を説明し、これを遵守さ

せるとともに、本学が定める基準に該当する業者等に対しては、公的研究費の適正な使用と 管理について、次の事項を含む誓約書を提出させる。

- (1) 本学の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 構成員から不正な行為の依頼等があった場合には、研究活動不正防止委員会の相談・通報窓口へ通報すること。
- 2 最高管理責任者は、公的研究費に関して不正な使用、管理及び取引に関与した業者があるとき、別に定める「大和大学公的研究費等不正使用防止に関する基本方針」に従い、必要な措置を行う。

(規程の準用)

第17条 本学が、府省等の公的機関から交付される研究費以外の資金を使用及び管理する際にも、この規程を準用する。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が行う。

附則

1 この規程は、2015年4月1日から施行する。

附則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。